

## 【行徳湿地の目指すところ】

## &lt;行徳湿地の位置付け（県関連）&gt;

1) 県指定の**行徳鳥獣保護区**

集団渡来地の保護区：**渡り鳥が中継地として利用する**重要な区域

2) 千葉県**三番瀬再生計画**〔新事業計画〕

**三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域**の場所

3) 千葉県**行徳野鳥観察舎設置管理条例**

第2条 県は、**県民が自然に親しみつつ、野鳥の生態に触れる機会を県民に提供し、もって県民の教養及びレクリエーションに資することを目的として**、千葉県行徳野鳥観察舎を市川市福栄四丁目二十二番十一号に設置する。

## &lt;行徳内陸性湿地帯再整備基本方針の抜粋&gt;

2 野鳥の生息地としての方向付け及び野鳥観察舎を含めた**内陸性湿地帯のあり方**

埋め立てが行われる前の行徳から浦安の一带は、かつては前面の東京湾に広大な干潟が広がり、陸地には水田、蓮田、ヨシ原、沼沢地が広がり、カモ類やシギ・チドリ類、サギ類等の水鳥を中心とする野鳥の世界的な生息地であった。

行徳内陸性湿地帯は、埋立工事により失われつつあった、カモ類やシギ・チドリ類等の野鳥（水鳥）の生息地を確保するため、人工的に造成された湿地帯であり、野鳥のサンクチュアリとして厳正に保全するとともに、県民の野鳥観察の場としての野鳥観察舎並びに傷病鳥の回復訓練施設を設けて現在に至っている。

しかし、完成後は淡水池を2か所造成したほかは、観察路の維持管理を除き、一切手を加えずに今日に至ったため、その間に生じた環境の安定や植物の遷移に伴い、野鳥の飛来数の減少や湿地の乾燥化等、様々な問題が生じており、本来の目的であった水鳥類の生息地はもとより**県民の自然観察の場**が危うくなってきているのが現状である。

このため、次の事項に留意し、野鳥（水鳥）の生息に適した環境作りを進め、内陸性湿地帯を設けた、**当初の目的である「水鳥のための生息地」**として再整備し、保全を図っていく必要がある。

- (1) この内陸性湿地帯の再整備の方向としては、餌台や巣箱による野鳥の誘致や公園整備ではなく、**かつて「新浜」と呼ばれた時代の干潟や湿地からなる自然環境を再現し、東京湾岸における水鳥の貴重な生息地とすることを主眼に置くことが望ましいもの**と考える。
- (2) 都市の中における自然保存地域として、**行徳内陸性湿地帯が果たす役割は、野鳥観察舎を含めて、自然とのふれあいや体験、環境学習の場としても極めて重要**であることを考慮し、**観察路の設置等、観察舎の受け入れを含めた施設の充実**も同時に図っていく必要がある。
- (3) このため、**将来的には湿地帯の管理や観察舎の案内・指導を行うための、体制の整備等についても検討していく必要がある**。

3 整備に当たっての**基本的な考え方**

内陸性湿地帯の整備を進めるに当たっては、**次に示す方針のもとに**、野鳥観察舎を含めた湿地帯の活用と、**今後の保全管理等を図っていくことが望ましいもの**と考える。

なお、再整備の基本的な方向について、別紙一『内陸性湿地帯の再整備の基本的な方向について』にまとめた。

- (1) かつて「新浜」に見られた、**優良な湿地帯の自然を総合的に復元していくこと**を主眼に置き、**シギ・チドリ類等の野鳥の生息に適した環境作り**を行い、更に、**自然観察の場としての整備**を進めることが望ましい。
- (2) このため、現在の**内陸性湿地帯の陸地部分と海域部分のそれぞれについて、良好な湿地帯を再現するための整備**を進めていくことが必要である。  
また、**周辺の緑地帯（樹林帯）については、観察者の受入にも配慮した整備**を行うことが適切である。
- (3) なお、56haに及ぶ**湿地帯の再整備を一時期に行うことは**、湿地帯内の生物に与える影響や経費の面からも**困難であり、長期的な整備方針のもとに、当面改善できるものと長期にわたって整備を進めていくものと分けて段階的に進めていくことが適切**である。
- (4) 完成後は、時間の経過とともに目的とする生態系へ移行していけるよう環境整備を行うことが必要である。  
なお、整備にあたっては、将来への過度の負担要因を残さないために、**極力、維持管理に労力や経費がかからない方法を十分に検討**しておく必要がある。